

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、当たる翌日)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

◆告示

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件) (農村整備課)

建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

◆地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等

目

次

告 示

鳥取県告示第六百九十九号

東鴨土地改良区が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般) 東鴨地区暗きよ排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年七月二十六日

泊村が行う土地改良事業(農地農業用施設災害復旧事業石脇地区区画整理)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し
・
縦覧に供する期間

昭和六十三年七月二十七日から三十日間

縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市下大江一八三一一東鴨土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十三年七月二十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十三年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等を次のとおり告示する。

昭和六十三年七月二十六日

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
倉吉市山根六三七一五 有限会社杉本地所	倉吉市生田字石曾根四五 一一四	幅員 六・〇〇 延長 五〇・三五
杉本 功 代表取締役		

氏名	生年月日	住所	職業	電話番号	経験及び閱歴	委嘱年月日
下田 三子夫	明治・四・三	鳥取市西町四丁目一 五	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	(0857)31-3261 自宅	広島地方裁判所三次支部検事	昭三・二・七
田中 篠 篤	大正・一・七	鳥取市菖蒲四五五 一	鳥取大学名譽教授	(0857)31-3261 自宅	鳥取大学教育学部教授	昭四・四・二
福士 俊 一	大正・一・七	鳥取市浜坂東一丁目九 一	鳥取大学農学部教授	(0857)31-3261 自宅	鳥取大学	昭三・二・七
岩井 登志雄	大正・一・三	鳥取市岩倉四六一 一	鳥取県地方労働委員会委員	(0857)31-3261 自宅	鳥取大学教育学部教授	昭四・四・二
高橋 務	大正・三・二	米子市道笑町二丁目一 四二	鳥取県地方労働委員会委員	(0857)31-3261 自宅	鳥取県企業局次長 鳥取県中小企業団体中央会専務理	昭三・三・七
森田 吉次郎	大正・八・三	米子市元大工町四 一六	鳥取県地方労働委員会委員	(0857)31-3261 自宅	鳥取県企 業局次長 鳥取県中小企 業団体中央会専務理	昭三・三・七
勝部 可盛	昭和・二・三	米子市上福原一四五九 二	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長) 代理	(0857)31-3261 事務所	鳥取県企 業局次長 鳥取県中小企 業団体中央会専務理	昭三・三・七
直野 喜光	昭和・二・三	米子市加茂町一丁目一 一六	弁護士	(0857)31-3261 自宅	鳥取県企 業局次長 鳥取県中小企 業団体中央会専務理	昭三・三・七
中森 義人	大正・八・二	米子市浦津二五三 一		(0857)31-3261 自宅	鳥取県企 業局次長 鳥取県中小企 業団体中央会専務理	昭三・三・七
箕浦 正	昭和・三・三	東伯郡東郷町大字長和 田五九八一三	鳥取県労働組合総評議会中部地区 評議会議長 鳥取県地方労働委員会委員	(0857)31-3261 地評 自宅	鳥取県企 業局次長 鳥取県中小企 業団体中央会専務理	昭三・三・七
神波 尚典	昭和・三・三	鳥取県労働組合執行委員 長取県現業職員労働組合執行委員	(0857)31-3261 組合(県職中部支局) 自宅	(0857)31-3261 私鉄中國地方労働組合日ノ丸自動 車支部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会事務局長	昭和・四・三 昭和・四・三 昭和・四・三 昭和・四・三	昭三・三・七
			委員	昭和・三・三 昭和・三・三 昭和・三・三 昭和・三・三	鳥取県現業職員労働組合特別執行	昭三・三・七

藤井敏郎	田中和夫	油木桓志	鈴木実	由谷武之	大木戸武敏	田中通雄	平井五郎	石井信義	山田篤	後藤健夫
大一〇・六	大二・九・〇	大二・一・三	大六・七・三	昭西・四・六	昭九・一・三	米子市榎原一四三七	鳥取市大覚寺七七一四	昭四・六・三	昭四・一・六	昭三・五・元
米子市皆生二〇九三	八頭郡用瀬町大字安蔵	米子市東町一三	倉吉市余戸谷町一九九	鳥取市立川町六丁目五	三四	全水道山陰地区本部米子支部執行委員長	鳥取市浜坂五丁目四一	鳥取市浜坂五丁目四一	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会議長
株式会社山陰放送代表取締役社長	鳥取県地方労働委員会委員	鳥取信用金庫理事	ヒシクラ商事株式会社取締役社長	鳥取県経営者協会顧問	鳥取県地方労働委員会委員	会社(自宅)三一九〇八	組合(三洋)三一三四〇	市水道局(自宅)三一六一	勤務先(自宅)三一六三一	鳥取県労働組合総評議会副執行委員長
(会社)自宅(金庫)三一三五	(会社)自宅(金庫)三一三五	株式会社山陰放送代表取締役専務	協会(自宅)三一四〇八	日本海新聞取締役論説委員長	鳥取県経営者協会専務理事	昭三・三・六	鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会副議長	米子市職員労働組合副執行委員長	昭三・三・〇	米子市職員労働組合副執行委員長
昭四・一・六	昭三・四・六	昭三・三・〇	昭三・三・六	昭三・三・六	昭三・三・六	昭三・三・六	昭三・三・六	鳥取県高等学校教職員組合執行委員長	昭三・三・〇	鳥取県労働組合総評議会西部地区評議会副議長

小林繁	大正・七・四	米子市皆生一六六一一	米子機工株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会西部支部副支部長	株式会社米子鉄工所取締役	昭四〇・一・四
山住省二	昭二・一・〇	八頭郡用瀬町大字用瀬 四八八	鳥取商工会議所専務理事	鳥取県国民体育大会事務局長	昭六一・四・〇
藤田忠義	昭二・三・三	倉吉市福庭五四四一 一	神鋼機器工業株式会社常務取締役	神鋼機器工業株式会社取締役総務 部長	昭四〇・一・九
村上博太	昭三・六・六	米子市上後藤三三八一 二	米子商工会議所専務理事	米子商工会議所理事兼事務局長	昭六一・〇・九
児嶋祥悟	昭六・四・九	鳥取市美萩野一丁目一 三八	鳥取瓦斯株式会社取締役社長	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	昭三・一・四
藤井俊彦	昭六・七・七	鳥取市浜坂五丁目四一 八	鳥取県地方労働委員会事務局長	鳥取県立厚生病院事務長	昭三・六・一
荻原隆通	昭三・六・六	八頭郡河原町大字袋河 原四三七一二	鳥取県地方労働委員会事務局次長	鳥取県地方労働委員会事務局審査 課長	昭三・六・一
河村裕雄	昭三・七・六	鳥取市立川町五丁目八 〇一九	鳥取県地方労働委員会事務局審査 課長	鳥取県地方労働委員会事務局審査 課長	昭三・四・三
伊藤晃	昭四・三・三	鳥取市桜谷一九一一五 九	鳥取県地方労働委員会事務局調整 課長	鳥取県企画部企画課企画員	昭三・六・二